

平成26年12月
厚生労働省労働基準局
労災管理課
労働保険徴収課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案における労働者災害補償保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則、労働者災害補償保険特別支給金支給規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の改正内容について

1. 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第25号。）の施行に伴い、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災則」という。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号。以下「特別支給金則」という。）の規定に基づく手続きについて、請求時の記載事項等に個人番号を追加するとともに、必要な情報を取得できる場合は従前提出を求めていた添付書類等が省略可能であることを明示する。

また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年省令第39号。以下「石綿則」という。）に規定されている関係する申請様式に法人番号を記載する欄を追加する。

2. 改正内容

（1）労災則の一部改正

- ① 労働者災害補償保険法に基づく請求等の一部について、記載事項に個人番号を追加する。
- ② 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により、従前提出を求めていた添付書類等と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けられるときは、当該添付書類等が省略可能であることを明示する。

（2）徴収則様式第一号及び第六号の改正

保険関係成立届・労働保険事務等処理委託届・任意加入申請書（様式第一号）及び概算保険料申告書・増加概算保険料申告書・確定保険料申告書（様式第六号）につい

て法人番号を記載する欄を追加する。

(3) 特別支給金則の一部改正

労働者災害補償保険特別支給金支給規則に基づく申請の一部について、記載事項に個人番号を追加する。

(4) 石綿則様式第一号及び第七号の改正

一般拠出金申告書（様式第一号）及び労働保険事務等処理委託届（様式第七号）について法人番号を記載する欄を追加する。

3. 施行期日

施行日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日（平成 27 年 10 月予定）。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行。

- 一 2（1）①及び2（3） 同法附則第一条第四号の政令で定める日（平成 28 年 1 月予定）
- 二 2（1）② 同法附則第一条第五号の政令で定める日（平成 29 年 1 月予定）